

入院時食事療養費・入院時生活療養費(平成30年4月改定)

入院時食事療養費の標準負担額(1食につき)

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
上位所得者(限度額区分ア、イ) 一般(限度額区分ウ、エ)	現役並み 一般	460円	
低所得者(限度額区分オ)	低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
		91日目以降の入院(長期該当者)	160円
該当なし	低所得者Ⅰ(老齢福祉年金受給権者)	100円	

注1) 低所得者に該当する場合は、(減額対象者の)申請に基づき、保険者(後期高齢者の場合は広域連合)が『標準負担額減額認定証』を交付する。

注2) 長期該当者となる場合は、新たに申請を行う。

長期該当者の要件:『減額申請を行った月以前の12月以内の入院日数が90日を超える者』をいう。

入院時生活療養費・生活療養標準負担額

70歳未満	70歳以上(高齢受給者・後期高齢者)		標準負担額	1日の負担額
上位所得者(限度額区分ア、イ) 一般(限度額区分ウ、エ)	①現役並み所得者・一般の患者(②に該当しないもの)	入院時生活療養費(Ⅰ)を算定する保険医療機関に入院しているもの	370円(1日)+ 460円(1食)	1,750円
		入院時生活療養費(Ⅱ)を算定する保険医療機関に入院しているもの	370円(1日)+ 420円(1食)	1,630円
	②重篤な病状又は集中的治療を要する者(低所得者Ⅱ・Ⅰ以外)		370円(1日)+ 460円(1食)	1,750円
低所得者(限度額区分オ)	③低所得者Ⅱ(④に該当しない者)		370円(1日)+ 210円(1食)	1,000円
	④低所得者Ⅱ(重篤な病状又は集中的治療を要する者)	規則第105条の規定による申請を行った月以前の12月以内の入院日数が90日以下の者	370円(1日)+ 210円(1食)	1,000円
			規則第105条の規定による申請を行った月以前の12月以内の入院日数が90日を超える者	370円(1日)+ 160円(1食)
	⑤低所得者Ⅰ(⑥⑦に該当しない者)		370円(1日)+ 130円(1食)	760円
	⑥低所得者Ⅰ/老齢福祉年金受給者(⑦に該当しない者)		370円(1日)+	670円
	⑦低所得者Ⅰ(重篤な病状又は集中的治療を要する者)		100円(1食)	

【備考】

- 70歳未満の『低所得者』は、70歳以上の『低所得者Ⅱ』に相当する。『低所得者Ⅰ』は70歳以上のみ適用。
- 『重篤な病状又は集中的治療を要する者』とは、療養病棟入院基本料の入院料A～Fを算定する患者。

具 体 例

備北ななつか病院の場合、入院時食事療養費(Ⅰ)・入院時生活療養費(Ⅰ)の届出を行っております。ですので、70歳以上の患者様の場合、以下の通りが1か月の自己負担の目安となります。

	入院基本料	1か月(30日換算)	1か月(30日)の自己負担金額
減額非該当者	療養病棟入院基本料A～F 該当者	1日～30日	52,500円
	療養病棟入院基本料G～I 該当者	1日～30日	52,500円
低所得者Ⅱ	療養病棟入院基本料A～F 該当者	1日～30日	30,000円
	療養病棟入院基本料G～I 該当者	1日～30日	30,000円
低所得者Ⅰ	療養病棟入院基本料A～F 該当者	1日～30日	20,100円
	療養病棟入院基本料G～I 該当者	1日～30日	22,800円

